

改訂された反トラスト部門の会社コンプライアンス指針において考慮すべき重要なポイント

マーク・L・クロツスキー、プレストン・テイラー・エドモンソン

- 改訂された反トラスト・コンプライアンス指針は、その適用範囲を拡大し、司法省 (DOJ) がコンプライアンスプログラムをどのように評価するかについて重要な知見を提供しています。この指針は、刑事上の独占禁止法違反に対処するための仕組みとしてだけでなく、民事上の独占禁止法に基づく調査や訴訟にも関連する枠組みを提供するものです。
- また、改訂版指針は、変化する規制環境を踏まえ、DOJ の優先課題を反映した重点分野を明確に示しています。
- 改訂版指針に基づいた堅実な反トラスト・コンプライアンスプログラムを実施することで、独占禁止法に関わるリスクを軽減し、潜在的な違反の早期発見や、調査が行われた際の影響を最小限に抑える効果が期待できます。

2019年に導入されて以来、米司法省の反トラスト部門(以下、DOJ)は初めて、独占禁止法に基づく刑事上の調査における会社コンプライアンスプログラムの評価指針(「反トラスト・コンプライアンス指針」又は「指針」)を改訂しました。この指針は、シャーマン法違反を防止し検知することを目的とした会社のコンプライアンスプログラムの有効性を評価する際に、検察官を支援するものです。また、この指針は、独占禁止法違反の起訴判断、解決策の構築、及び量刑指針の推奨事項を決定する上で、検察の意思決定において重要な役割を果たしています。このため、会社が反トラスト・コンプライアンスプログラムを設計する際には、この指針を考慮することが重要です。

2024年11月12日に改訂された反トラスト・コンプライアンス指針(以下、改訂版指針)は、その適用範囲を拡大し、コンプライアンスプログラムをどのように評価するかについて重要な知見を提供しています。この改訂版指針は、刑事上の独占禁止法違反に対処するための仕組みとしてだけでなく、民事上の独占禁止法に基づく調査や訴訟にも関連する枠組みを提供するものです。また、改訂版指針は、変化する規制環境を踏まえ、DOJの優先課題を反映した重点分野を明確に示しています。

会社は、この機会を活用して、自社の反トラスト・コンプライアンス方針を再評価し、独占禁止法に関わるリスクを軽減するため、とりわけ潜在的な独占禁止法問題に備えるための措置を講じるべきです。これらの措置を採用することは、堅実なコンプライアンス文化を育成する積極的な取り組みを示すものとなり、DOJが調査を開始又は検討した場合にも有効に機能します。

改訂版指針は、従来の指針を基盤として、以下に示すようにさらなる重要な点を拡充させています。

民事上独占禁止法違反への執行対象の適用範囲拡大

改訂版指針は、初めて民事上の独占禁止法違反に対する調査及び訴訟への適用可能性を明確に認めています。2019年版の反トラスト・コンプライアンス方針はシャーマン法の刑事上の違反に限定されていましたが、改訂版はその適用範囲を広げ、民事上の独占禁止法違反リスクを軽減する上でのコンプライアンスプログラムの役割を強調しています。この改訂版指針によると、「適切に設計された反トラスト・コンプライアンスプログラムは、民事上の独占禁止法違反のリスクも最小化するべき」であり、また、「会社が既存又は改善されたコンプライアンス努力を反トラスト部門に認めてもらいたい場合、刑事検察官と同様の基準を民事チームも考慮することを期待すべきである」と示されています。¹

さらに、DOJは、積極的にコンプライアンス文化を推進している会社は、裁判所が義務付ける監視措置や外部モニターの設置といった負担の大きい救済措置を回避できる可能性があるとして示しています。これにより、改訂指針は、刑事及び民事執行の両面でDOJがコンプライアンス実務を重視していることを示しており、会社がこれらの基準に適合したコンプライアンス方針を構築することの重要性を強調しています。

DOJの改訂版指針における主要な優先事項

改訂版指針では、コンプライアンスプログラムがシャーマン法違反を抑止し検知する上で有効であるかどうか、違反が発生してしまった場合でも、引き続き重要な焦点となっています。DOJは、会社の事業分野やリスクプロファイルを考慮し、プログラムを包括的に評価すると強調していますが、改訂版の反トラスト・コンプライアンス指針では、評価の際に考慮される新たな優先事項が示されています。これらの優先事項はDOJのアプローチを形成するものであり、会社にとって注意深く検討する価値があります。

- **電子コミュニケーション**

改訂版指針では、(一定の時間が経つと投稿が自動的に消滅する)エフェメラル・メッセージや会社の管理下でないコミュニケーション手段を含む電子コミュニケーションチャンネルに関するポリシーを強調しています。DOJは、会社に利用、保存、削除するための基準に関する明確なガイドラインがあるか、文書保存や司法妨害に関する従業員のトレーニングを実施しているかを評価します。会社は、新しいコミュニケーションツールに関連する独占禁止法違反リスクをコンプライアンス方針で十分に対処し、コンプライアンスに対して積極的な姿勢を示す必要があります。また、エフェメラル・メッセージのリスクと使用についても慎重に評価することが求められます。

- **人工知能(AI)と進化するテクノロジー**

DOJは、反トラスト・コンプライアンスにおけるAIや進化するテクノロジーの役割を重視しています。会社は、アルゴリズムによる収益管理ソフトウェアなどのツールが、価格操作やその他

¹ U.S. Department of Justice Antitrust Division, [Evaluation of Corporate Compliance Programs in Criminal Antitrust Investigations \(November 12, 2024\)](#), at 2-3.

の独占禁止法違反を疑われる可能性を含む独占禁止法に関わるリスクをどのように引き起こすかを評価する必要があります。DOJ は、コンプライアンスプログラムがこれらのリスクに対応するためのトレーニング、リスク評価、AI による不適切な意思決定を検出し修正するメカニズムを提供しているかを判断します。AI ツールの導入に際しては、リスクを軽減し、進化する DOJ の期待に応えるために、コンプライアンス担当者を関与させることが推奨されています。また、AI ツールを活用して潜在的な独占禁止法違反リスクを検出し排除することも有効です。

- **包括的なコンプライアンス文化**

改訂版指針は、これまで反トラスト・コンプライアンスを支えるトップマネジメントの役割に重点を置いていた点をさらに広げ、管理職全体の関与の重要性を強調しています。検察官は、経営幹部だけでなく中間管理職も含め、企業のリーダーがコンプライアンスへのコミットメントを積極的に表明し、それを実践しているかどうかを評価するよう指導されています。この変更は、「コンプライアンス文化」が組織全体に浸透しているかどうか、特にトップ層に限らず全社的に反映されているかに、DOJ が注目していることを示しています。

- **必要なリソースの確保**

DOJ は、コンプライアンス文化を支えるために必要なインフラに焦点を当てています。会社は、自社及び自社業界の経験を活かした反トラスト・トレーニングが実施されているかどうかを評価することが求められます。また、コンプライアンス方針と管理体制に内包するリスクに対処するため、定期的なギャップ分析が行われているかどうかを確認する必要があります。さらに、取締役会がコンプライアンス活動を監督するための専門知識とコミットメントを備えているかどうかも重要な評価ポイントです。DOJ は、コンプライアンスプログラムの有効性を測定する重要性、十分なリソースの配分、採用活動やインセンティブ構造へのコンプライアンス優先事項の統合を強調しています。

- **報告メカニズムと内部告発者保護**

改訂版指針では、独占禁止法違反を内部で報告する仕組みと内部告発者を保護する制度の重要性が強調されています。検察官は、企業が機密性を保ち、匿名で懸念事項を報告できるチャネルを確立しているかどうかを確認します。また、従業員が企業のポリシーによって報告を奨励されていると感じるか、あるいは阻害されていると感じているかも評価対象となります。DOJ は、報復防止ポリシーが簡潔で明確に表現され効果的に実施されているかどうか、さらに管理職や監督者を含む全従業員へのトレーニングを通じて強化されているかを重視します。

- **秘密保持契約(NDA)の検討**

改訂版指針では、現在及び過去の従業員に対する秘密保持契約やその他の制約が、違反を報告する障壁となっていないかを精査することが求められています。

- **客観的な調査**

企業は、独占禁止法違反に関連する苦情に対する調査プロセスが独立性、客観性を有し、完全な記録を残すようにしているかを評価する必要があります。この中には、どの「危険信号」が

さらなる調査に値するか、またその調査を誰が監督するのかを判断するプロセスも含まれます。これらの期待は、透明性と説明責任を促進する報告環境を醸成するとともに、従業員を報復から保護することに DOJ が重きを置いていることを強調しています。

結論

DOJ の反トラスト・コンプライアンス指針に沿った堅実な反トラスト・コンプライアンスプログラムを実施することで、独占禁止法違反リスクの軽減、潜在的な違反の検出と対応、調査が行われた場合の潜在的な影響の緩和といったメリットを得ることができます。これらの利点を最大化するためには、企業は独占禁止法に関する方針や手続を積極的に見直し、改訂版指針への準拠を確保するとともに、DOJ 反トラスト部門の新たな枠組みにおいて示された優先事項に対応することが求められます。

本稿の原文(英文)につきましては、[Key Areas to Consider Under the Updated Antitrust Division Corporate Compliance Guidelines](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Mark L. Krotoski

mark.krotoski@pillsburylaw.com

Preston Taylor Edmondson

preston.edmondson@pillsburylaw.com

ジェフ・シュレップファー (日本語対応可)

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア (日本語対応可)

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.